

岡山大学保育所（なかよし園）利用料金等に関する内規

〔平成22年4月1日〕
学 長 裁 定
改正 平成22年 9月28日
改正 平成23年 3月22日
改正 平成23年 6月29日
改正 平成25年 4月 1日
改正 令和 元年 8月 6日
改正 令和 元年10月29日

（趣旨）

第1条 この内規は、岡山大学保育所（なかよし園）利用内規（平成22年4月1日学長裁定。以下「利用内規」という。）第8条第2項の規定に基づき、なかよし園の利用料金等について定めるものとする。

（入所料）

第2条 なかよし園の入所料は、次のとおりとし、徴収後は返還しない。

| | |
|-----|---------------|
| 乳幼児 | 1人につき 15,000円 |
|-----|---------------|

2 入所料は、乳幼児1人につき1回限り徴収するものとし、再入所に当たっては徴収しない。

（保育料）

第3条 なかよし園の月曜日から金曜日までの利用における保育料は、1人につき次のとおりとする。ただし、この条における乳幼児の年齢は、入所年度の4月1日現在の年齢とする。

| | |
|--------------------------|-----------|
| 乳児（満1歳未満）及び満1歳以上満3歳未満の幼児 | 月額54,000円 |
| 満3歳以上満4歳未満の幼児 | 月額43,000円 |
| 満4歳以上の幼児 | 月額36,000円 |

2 なかよし園の土曜日の利用における保育料は、1人1回につき次のとおりとする。

| | 半 日 額 | 日 額 |
|-----------|--------|--------|
| 満3歳未満の乳幼児 | 1,800円 | 3,000円 |
| 満3歳以上の幼児 | 1,200円 | 2,000円 |

※ 半日は、13時まで又は12時30分以降に利用した場合とする。

3 土曜日に保育を希望する者は、原則として希望する日の前月の25日以前に園長に申し出なければならない。ただし、土曜日に保育を希望する者の数が児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条第2項に規定する保育士が2人で保育できる人数（以下「保育可能数」という。）を超える場合は、先着順で保育可能数まで受け入れることができる。

4 2人以上が入所する場合の第1項に規定する保育料は、2人目からは半額とする。

(超過保育料)

第4条 保育時間(7時30分から18時まで)を超えて保育を希望する場合は、事前に園長に申し出なければならない。

2 前項に係る超過保育料は、1時間ごとに500円を徴収する。ただし、19時を超えて超過保育する場合には、おやつ代として100円を超過保育料に加算する。

3 前項に規定する超過保育料は、2人以上を超過保育する場合には、2人目から半額とする。ただし、前項ただし書きに規定するおやつ代の加算には、適用しない。

(給食費)

第5条 乳幼児の月曜日から金曜日までの利用に係る給食費は月額6,800円とし、第3条第1項に規定する保育料に含まれるものとする。

2 保育士等が保育上、給食をともにする場合の保育士等の給食費は、月額6,800円とする。

3 その他園長が、特になかよし園の利用を認めた場合の給食費は、1日につき340円とする。

(ならし保育料)

第5条の2 利用内規第6条の2第2項ただし書きに定める入所前のならし保育の保育料は、14,000円とする。

(利用料金の支払い方法)

第6条 入所料は、保育料と併せて支払うものとする。

2 入所料、保育料及び給食費(以下この項及び次項において「利用料金」という。)は、国立大学法人岡山大学職員就業規則(平成16年岡大規則第10号)第30条ただし書きの規定に基づき、当月分の利用料金を当該月に支給される給与の金額から控除するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、当該月に給与が支給されない者又は岡山大学(以下「本学」という。)の職員でない者については、当月分の利用料金を当該月の末日までに支払わなければならない。

4 超過保育料、土曜日利用の保育料及びならし保育料(以下この項及び次項において「超過保育料等」という。)は、当月分について翌月に支給される給与の金額から控除するものとする。

5 前項の規定にかかわらず、控除されるべき月に給与が支給されない者又は本学の職員でない者については、当月分の超過保育料等を翌月の末日までに支払わなければならない。

6 第3項の規定により利用料金を支払う者については、事前の申し出により6ヶ月分又は12ヶ月分を一括して支払うことができる。ただし、支払いの時期は4月又は10月とし、年度を超えた利用料金については、支払うことができない。

(保育料等の返還及び免除)

第7条 保育料及び給食費は、原則として返還しない。ただし、一括して支払った者が、退所又は月の初めから終わりまで連続して休所することを前月の末日までに園長に所定の様式により提出し、許可された場合には、月単位で返還する。

2 病気その他の理由により、月の初めから終わりまで連続して休所することを前月末日までに園長に所定の様式により提出し、許可された場合は、保育料は、全額免除する。

附 則

1 この内規は、平成22年4月1日から施行する。

2 この内規施行の際、従前から岡山大学病院保育所を利用している者は、第2条の規定にかかわらず、入所料金は徴収しないものとする。

附 則

この内規は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成23年6月29日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。